

学校法人兵庫医科大学実施許諾等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人兵庫医科大学（以下「本法人」という。）が所有する知的財産権の企業等の学外機関（以下「第三者」という。）への実施許諾及び譲渡に関する事項を定め、その取扱いを明確にすることにより、産業界への本法人における研究成果の効果的な移転・普及を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「知的財産権」とは、学校法人兵庫医科大学発明規程（以下「発明規程」という。）第5条及び第6条に基づき、本法人が承継し、又は所有する次の各号に掲げる権利をいう。

- 1 特許権
- 2 実用新案権
- 3 意匠権

(実施許諾契約)

第3条 本法人は、本法人が所有する知的財産権を第三者へ実施許諾するときは、当該実施許諾を受けようとする第三者との間で、次の各号に掲げる許諾条件を明示した契約を締結するものとする。

- 1 実施許諾の対象となる知的財産権
 - 2 実施許諾等の種類（専用実施権、通常実施権等）
 - 3 実施許諾の範囲
 - 4 実施許諾の期間
 - 5 実施料の額及び支払方法等の支払条件
 - 6 実施状況又は実施に向けた活動状況の定期報告義務
 - 7 その他
- ② 前項に定める実施許諾は有償とする。ただし、学術研究機関等の求めに応じ、学術研究目的で実施するときは無償とすることができる。
- ③ 本法人と第三者との共有に係る知的財産権について、当該第三者が自己実施する場合であっても、本法人が実施しない場合には、当該第三者とも実施許諾契約を締結しなければならない。

(知的財産権の譲渡)

第4条 本法人は、本法人が所有する知的財産権について、第三者が譲渡を希望する場合は、その知的財産権の実施促進及び研究成果の普及に効果的であると認められるときに

は、当該知的財産権の譲渡を行うことができる。

- ② 本法人は、本法人が所有する知的財産権を第三者へ譲渡を行う場合には、当該第三者との間で譲渡契約を締結する。

(実施料収入の帰属等について)

第5条 本法人が所有する知的財産権の第三者への実施許諾及び譲渡による収入は、本法人に帰属するものとする。

- ② 前項に定める知的財産権の第三者への実施許諾及び譲渡による収入については、発明規程第10条の定めに基づき、利益（収入から経費を控除した額）の50%を当該発明者に対し、補償金として支払うものとする。

(事務)

第6条 この規程に関する事務は、大学事務部において行う。

(改廃)

第7条 この規程の改廃については、常務会が行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、2022年4月1日から施行する。(大学統合にかかる改訂)